

《 参考 1 》

公正競争規約とはどんなものか

優良誤認のない表示を消費者に届ける。

鶏卵の表示に関する公正競争規約は、消費者保護の観点から適正な商品表示をするため公正取引委員会の認定を受けた自主ルールで、加入事業者が集まって組織する鶏卵公正取引協議会によって運営されます。各事業者は自主的に規約に従って自社の表示を改善することになります。消費者にとっては適正な商品選択をし易い環境が整備されるので、協議会に参加する事業者全体に対する信頼が生まれます。ここでいう表示の対象には、鶏卵の容器・包装だけではなく、広告、見本、パンフレットなども含まれます。

また、協議会に入会した事業者は商品に協議会が承認した公正マークをつけることができ、これによって消費者にとって安心して選べる商品であることをアピールできます。

表示内容を巡っての混乱は大幅に減少する

鶏卵の表示に関する公正競争規約は、表示について「何が良くて、何が悪いのか」を具体的に明文化した、業界のガイドラインとなるものです。

公正競争規約は、食品衛生法、健康増進法、景品表示法などの表示に関係する法律のほか、業界独自の表示に関する規程を業界で協議して、消費者団体、学識経験者、流通団体、関係官公庁の意向を受けて定めており、公正取引委員会の認定を受けたものである。

なお、業界独自の表示として、一定の基準を満たせば「栄養強化卵」と表示し、消費者にアピールすることが可能になりました。このため、公正競争規約を遵守していれば、表示については、問題のないということになり、コンプライアンスの徹底につながります。

相談制度があるから安心

公正取引協議会は会員からの表示に関する相談を受けており、表示に悩んだときに確認ができます。また、公正取引協議会は適正な表示が行われているか調査を行い、問題となるおそれがある表示をしている会員への適正表示の指導を行ないます。違反がある場合にはその是正措置は公正取引委員会ではなく、協議会が行ないます。

業界意見が反映

公正取引協議会は、会員からの事前の相談に応じたり、公正競争規約に違反する疑いのある事実についての調査活動を行うことを通じて、適正表示についてのルールの在り方とは何かを会員と共に絶えず検討し自ら作り上げていきます。

補足説明

1) 協議会の発足時期はいつか。

早急な発足を目指しておりますが、現時点では平成 21 年 6 月 3 日を予定しています。

2) 公正マークはいつから申し込めるのか。

公正証紙（公正マーク）の承認申請は協議会の設立後に受け付けることとしますが、審査については公正証紙表示審査会を立ち上げた後に開始することとしております。

また、審査につきましては会員間の公平を期するため、申請受付順とさせて頂く予定ですのでご協力願います。

3) 鶏卵公正取引協議会設立準備会の会員は、自動的に鶏卵公正取引協議会の会員となるのか。

鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）は、平成 21 年 3 月 26 日に公正取引委員会から認定され、翌 3 月 27 日に官報告示されました。

今回の会員募集は、この規約に基づき鶏卵公正取引協議会設立準備会（以下「準備会」という。）が鶏卵公正取引協議会（以下「協議会」という。）を設立するために行なっているものです。そのため、今回の準備会が行なった募集で加入された方は、協議会設立後は自動的に協議会会員となります。

4) 入会は強制か任意なのか、また入会資格はどうなっているのか。

入会することにより規約を守ることになりますが、この規約への参加は自由であり強制されるものではありません。

この規約に参加できるのは、鶏卵を生産し又は受け入れて、自己の商標、氏名若しくは名称等を表示して販売する者ということになります。

鶏卵を生産しているが、原卵として他者へ供給するのみの場合は参加資格はありません。

5) この規約の対象となる鶏卵には、どのようなものが含まれるのか。

国内で生産された殻付鶏卵で、一般消費者向けに生食用として販売するものが対象です。なお、烏骨鶏やアロカナなどは鶏の一種なのでこれらの卵は含まれますが、ウズラやアヒルなど鶏以外の鳥類の卵や、ゆで卵、温泉卵、味付け卵などの加工された鶏卵は含まれません。